

## 県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会設置要領

(趣旨)

第 1 青森県と岩手県との県境において発生した廃棄物不法投棄事案について、原状回復対策等の実施に関し意見を聴くため、「県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会（以下「協議会」という。）」を設置する。

(所掌)

第 2 協議会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 地下水浄化対策に関する事項
- (2) 環境再生に関する事項
- (3) 環境モニタリングに関する事項
- (4) その他必要な事項

(組織)

第 3 協議会は、委員をもって組織する。

2 委員は、知事が委嘱する。

(会長及び副会長)

第 4 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選による。
- 3 副会長は、会長が選任する。
- 4 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会議)

第 6 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第 7 会長は、第 2 に定める所掌事項に関し、必要に応じて利害関係者及び学識経験者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 協議会の庶務は、環境保全課において処理する。

(その他)

第 9 この要領に定めるもののほか、協議会及び部会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は平成 15 年 7 月 31 日から施行する。
- 2 平成 25 年 7 月 30 日に任期が満了することとなる委員の任期は、第 5 第 1 項本文の規定にかかわらず、平成 26 年 3 月 31 日までの期間とする。
- 3 令和 4 年 3 月 31 日に任期が満了することとなる委員の任期は、第 5 第 1 項本文の規定にかかわらず、令和 5 年 3 月 31 日までの期間とする。
- 4 令和 5 年 8 月 1 日に任期が開始することとなる委員の任期は、第 5 第 1 項本文の規定にかかわらず、令和 7 年 3 月 31 日までの期間とする。

改正 平成 15 年 9 月 1 日

改正 平成 16 年 3 月 26 日

改正 平成 17 年 2 月 14 日

改正 平成 20 年 5 月 24 日

改正 平成 25 年 6 月 17 日

改正 平成 26 年 3 月 6 日

改正 平成 26 年 4 月 1 日

改正 令和 4 年 3 月 17 日

改正 令和 5 年 2 月 28 日

改正 令和 5 年 5 月 26 日

## 県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会委員名簿

(氏名 五十音順)

任期: 令和5年4月1日～令和7年3月31日  
任期(公募委員): 令和5年8月1日～令和7年3月31日

氏 名	所 属
いちのわたり 一ノ渡 尚武	田子町推薦委員(田子町自治会連合会理事)
うとう あきこ 宇藤 安貴 子	田子町推薦委員(田子町農業委員)
かばさわ たかこ 椛沢 孝 子	公募委員(八戸市在住)
こみや かおり 小宮 香	公募委員(五戸町在住)
すえなが よういち 末永 洋 一	青森大学名誉教授・元学長
すずき たくや 鈴木 拓 也	八戸工業大学工学部工学科教授
のろ たくお 野呂 拓 生	東北福祉大学総合マネジメント学部産業福祉マネジメント学科准教授
ふじわら じゅん 藤原 淳	二戸市長
ふるかわ いさお 古川 勲	八戸圏域水道企業団副企業長
まいえ ながみつ 眞家 永 光	北里大学獣医学部生物環境科学科准教授
やまもと はるみ 山本 晴 美	田子町長